

マンション管理計画の認定申請の手引き

令和5年4月

流山市 まちづくり推進部 建築住宅課

<目次>

- 1 制度の概要について
 - (1) マンション管理計画認定制度 P 3
 - (2) 申請の対象 P 3
 - (3) 管理計画の認定基準 P 3
 - (4) 認定の有効期間 P 4

- 2 申請の手続きについて
 - (1) 事前確認適合証の取得 P 5
 - (2) 認定申請 P 5

- 3 認定後の手続きについて
 - (1) 認定の更新 P 6
 - (2) 認定を受けた管理計画の変更 P 6

- 4 その他
 - (1) 報告の徴収 P 7
 - (2) 改善命令 P 7
 - (3) 認定の取消し P 7
 - (4) 認定マンションの公表 P 7

1 制度の概要について

(1) マンション管理計画認定制度

令和2年6月に、マンション管理の適正化の推進に関する法律の一部が改正（令和4年4月施行）され、マンション管理適正化推進計画を策定した都道府県等において、一定の基準を満たすマンションの管理計画を都道府県知事等が認定する制度が設けられました。

本市においては、令和5年4月にマンション管理適正化推進計画の策定を行ったことに伴い、マンション管理計画認定制度を開始することとなりました。

この認定を受けることにより、管理組合による管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進されること、適正に管理されているマンションとして市場において評価されることなどが期待されます。

(2) 申請の対象

申請の主体となるのは、市内のマンション管理組合の管理者等（管理組合における理事長や管理組合法人における理事など）となります。

(3) 管理計画の認定基準

本市における管理計画の認定基準は次表のとおりで、この表の項目のいずれにも適合することが必要となります。

認定基準の確認方法など詳細は、国土交通省の「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の3に基づくマンションの管理計画認定に関する事務ガイドライン」をご覧ください。

表：管理計画の認定基準

| |
|--|
| 1. 管理組合の運営 |
| ① 管理者等が定められていること |
| ② 監事が選任されていること |
| ③ 集会在年1回以上開催されていること |
| 2. 管理規約 |
| ① 管理規約が作成されていること |
| ② マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などきの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること |
| ③ マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること |
| 3. 管理組合の経理 |
| ① 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること |
| ② 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと |
| ③ 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること |
| 4. 長期修繕計画の作成及び見直し等 |
| ① 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること |
| ② 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること |
| ③ 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること |
| ④ 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと |
| ⑤ 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと |
| ⑥ 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること |
| 5. その他 |
| ① 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること |
| ② 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること |

(4) 認定の有効期間

認定を受けた日から5年間となります。

認定の更新を行う場合は、有効期間内に更新手続きを行う必要があります。

詳しくは6ページをご参照ください。

2 申請の手続きについて

(1) 事前確認適合証の取得（有料）

本市への認定申請には、(公財)マンション管理センターが発行する「事前確認適合証」の添付が必要となります。

事前確認適合証は、同センターの「管理計画認定手続支援サービス」により、インターネット上の電子システムを利用して事前審査を申込み、認定基準を満たしている場合に管理組合に対して発行されるものです。

手続きの詳細については、下記をご確認ください。

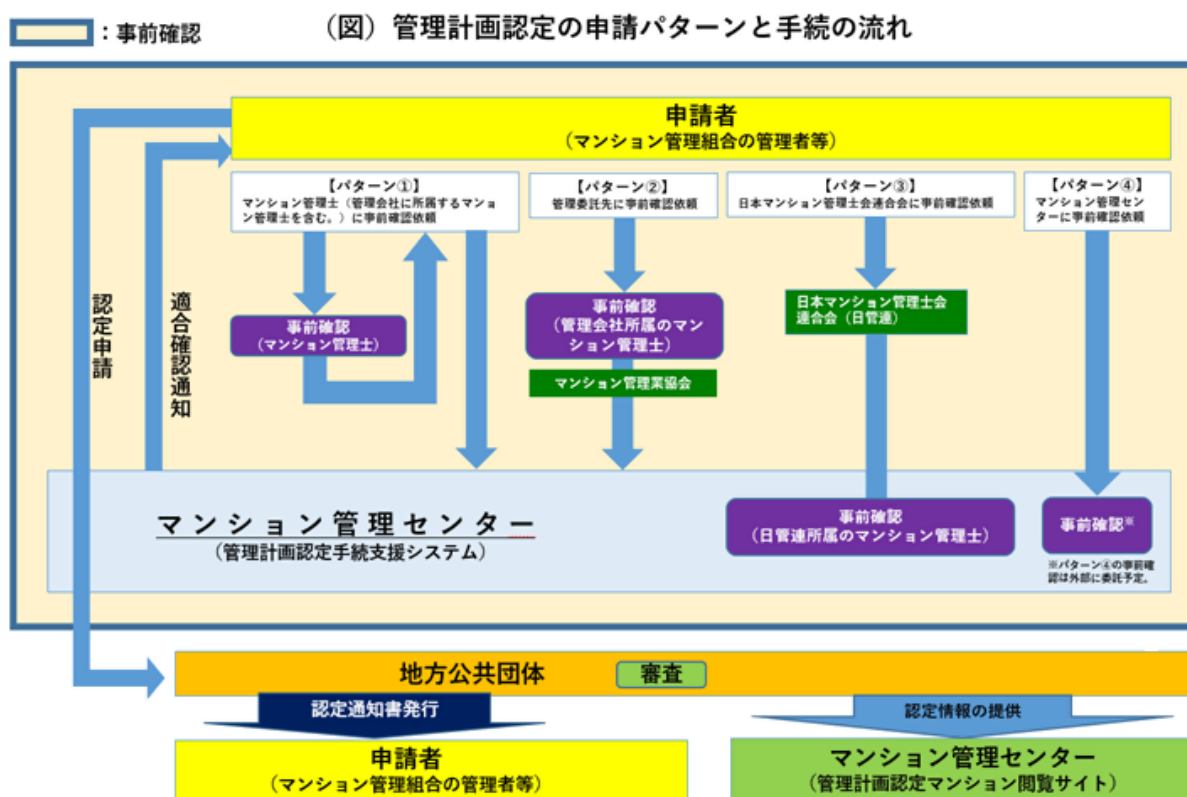
管理計画認定手続支援サービス (公財)マンション管理センターHP

https://www.mankan.or.jp/11_managementplan/mpsupport.html

(2) 認定申請（無料）

(公財)マンション管理センターから適合通知メールを受信した後、管理計画認定手続支援システムにおいて、認定の申請を行ってください。

システムによる認定申請後、審査を経て認定通知書を発行します。



3 認定後の手続きについて

(1) 認定の更新

管理計画の認定は、5年ごとにその更新を受けなければその効力を失います。更新を受けようとする場合は、認定の有効期間の満了日までに更新の申請を行ってください。審査を経て認定更新通知書を発行します。

なお、更新申請に係る手続きは、当初の認定申請時と同様です。

(2) 認定を受けた管理計画の変更

認定を受けた管理計画の変更をしようとするときは、下記必要書類を本市に直接提出してください。審査を経て変更認定通知書を発行します。

<必要書類>

- ・変更認定申請書
- ・認定申請時の添付書類のうち変更しようとしている書類

※下記の軽微な変更該当しない場合にご提出ください。

<軽微な変更該当するもの>

- 長期修繕計画の変更であって、次に掲げるもの
 - ・マンションの修繕の内容又は実施時期の変更であって、計画期間又は修繕資金計画の変更を伴わないもの
 - ・修繕資金計画の変更であって、マンションの修繕の実施に支障を及ぼすおそれのないもの
- 2以上の管理者等を置く管理組合であって、その一部の管理者等の変更
- 監事の変更
- 規約の変更であって、監事の職務及び規約に掲げる次の事項の変更を伴わないもの
 - ・マンションの管理のために必要となる、管理者等によるマンションの区分所有者の専有部分及び規約（これに類するものを含む。）の定めにより特定の者のみが立ち入ることができるとされた部分への立入に関する事項
 - ・マンションの点検、修繕その他のマンションの維持管理に関する記録の作成及び保管に関する事項
 - ・マンションの区分所有者その他の利害関係人からマンションに関する情報の提供を要求された場合の対応に関する事項

4 その他

(1) 報告の徴収

管理計画の認定を受けた者は、本市から管理計画の認定を受けたマンションの管理の状況について報告を求めることがあります。

(2) 改善命令

管理計画の認定を受けた者が認定を受けた管理計画に従って管理を行っていないと認められるときは、その改善に必要な措置を命じることがあります。

(3) 認定の取消し

管理計画の認定を受けた者が虚偽の申請などの不正な手段により管理計画の認定を受けた場合等においては、その認定を取消すことがあります。

(4) 認定マンションの公表

認定申請の際に公表を可としたマンションについては、認定後、管理計画認定マンション閲覧サイトにて名称、所在地、認定日、認定コードを公表されます。

問い合わせ

流山市 まちづくり推進部 建築住宅課

電 話：04-7150-6088

FAX：04-7159-0954

E-mail: kenchikushidou@city.nagareyama.chiba.jp